

市が救済しようとすること、市に外量のみと産業廃棄物の手数料及び費用は一ヶ月のグラムにつき四円と定めようとするものでございます。
内容についてご説明申し上げます。

市は目的でございます。市民生活の質及び環境保全を目的としております。

市は定義を定めておりまして、市は廃棄物は法第二条第一項に定める廃棄物は法第二条第一項に定めるごみ、粗大ごみ、燃え残り、汚水、し尿、廃油、動物の死体等でございます。

市は二号の一般廃棄物は法第二条第一項に定める市民の日常生活にともなう生ずる廃棄物でございます。粗大ごみ、ふん尿等でございます。

市は三号の産業廃棄物は法第二条第一項に定める事業活動にともなう生ずる廃棄物のうち燃え残り、汚水、廃油等その他政令で定める廃棄物で、その他政令で定めるものは製造業から排出される紙くず、不ふす、繊維くず等でございます。

市は四号の処理とは収集、運搬及び処分を含むということでございます。

市は三号は事業活動にともなう一般廃棄物の処理でございますが、法第二条第一項にございまして、事業活動にともなう廃棄物は一般廃棄物も含め、自家処理義務についてあります。一般廃棄物につきましても従来通り支障のない範囲内で市がこれを処理しようとするものでございます。

市は四号は一般廃棄物の自己処理、市は五号は一般廃棄物の処理の届出、市は六号は所有者の協力義務でございます。市は七号は事業活動にともなう排出される外量の一一般廃棄物の範囲を定めておりまして、一日の排出量五十キログラム以上、一回の排出量五十キログラム以上と定めておりまして、これは現行条例とおりでございます。

市は八号にまわります。処理手数料でございますが、一般廃棄物につきましては、し尿もごみも無料でございますが、ごみ等の手数料については市は八号第一項のいは、臨時に処理を受けるようとするとき、

例えば、家を改装して廃材が出たような場合及び事業活動にともなう排出量が一月平均百五十キログラムとこえるとき、

例えば、飲食店等で一月二百キログラムのごみが出たような場合百五十

キのグラムを控除した残りの五十キのグラムについておれぬ。現行は一キのグラムにつき一円であったものを四円に改めようとするものでございます。
この改正料金につきましても都下各市と比較検討いたしまして四円にいたしまして、ちやみに八五五円は七円、立川市六円、昭島市五円と
なっております。西の足利組合単価は四円とされた次でござい
ます。

中へおはし最でございますが、これは現行とおりでございます。三十九リツ
トルにつき五十四、ナハリトルにつき二十五円となっております。

中へおはし最でございます。現行とおりへ百円でございます。
中へおはし最でございます。手数料のうちでございす及ぶ動物の死
体のみずから運搬した場合二分の一に減額することとしております。

中へおはし最でございます。このでございす産業廃棄物の種類を定めよう
とするもので近日中に東京都が認定品目を定めますので、当市にお
きましてもこれに準じて規則で定めることといたしたいと思います。

例えは政令にありますが、不ふず、職権を行使するものと
の心づかれます。費用は一キのグラム四円と定めました。これは都下各

市にも条例第八条の処理手数料と同額としておりますので、当市にお
きましても同額とした次でございす。

なお、附則は所定の経過措置を定めたものでございます。

以上大変難いと思いますが慎重に審議のうえに決定賜ります
ようお願いいたします。説明を終ります。

議長（米次郎男君）以上で提案理由の説明は終了しました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（米次郎男君）以上で質疑を終ります。

中へおはし最でございます。この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案中へおはし最については厚生委員会に
付託し審査せしめられたいことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（米次郎男君）ただいま高波中へおはし最の賛成を得て本案は
厚生委員会に付託し審査せしめられたい旨の動議が提出されました
が、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(末次慎男君) ご異議なしと認めます。 ようく議案第百四号は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

議長(末次慎男君) 日経第九議案第百五号東京都市収益事業組合規約の一部を改正する規約を議題といたします。

議事係長より議案の朗読をいたします。

(須崎議事係長朗読) 略

議長(末次慎男君) 朗読を終ります。

本案について提案理由の説明を求めます。 企画調査委員長

大野中心一君

(企画調査委員長 大野中心一君登壇)

企画調査委員長(大野中心一君) 議案第百五号東京都市収益事業組合規約の一部を改正する規約の内容につきまゝての説明申しあげます。

本組合は昨年六月一日に三鷹市、日無市で設けられております。

福生市議会

組合は新しく大市が加わったわけでございます。 その後保谷市が加わりまして現在九市で構成されておる組合でございます。

規約改正の内容について、第百五号は配分金につきまゝは毎年

議会の議決を要するというようなことになっておるわけでございますが、

その後いろいろ協議いたしました。 いずれにしても均等化すべきだという

考え方はどの市も持っておりますが、均等化する時期は五年間

等がかりであったわけでございます。 いろいろ協議を重ねまして三年間

は三鷹市、日無市が少しずつ減らして七市に減らしていくというふうな

ことで協議がまとまりまして、今回の定例会で九市とも組合規約

の改正を提案されておるわけでございます。 原則的には九市が収

益金を全部均等配分するというふうに改めようとするものでございま

す。 したがいましていままであります規約は百六年度は三鷹市、

日無市が二〇九%、福生ほか五市が九一八%、保谷市は途中から

加わりまして四八五%という規定になっておるわけでございますが、

この部分を削りうとするものでございます。 どのような経過措置をいたしまして別表のように四十七年、四十八年

四十九年と定め五十年からは九分の一ずつにしようという内容でございます。そして別表を全部市で規定しようということでございます。四十六年度は元のままでありますが、暫定的には大市関係は一億六千万円の配分を渡りられるという見込みでございますので、この数分でいきますと大抵の二%ずつふえていくと、金額にいたしまして約六千万円程度はふえていくだろうという見込みはもっております。

五十年度は平均いたしますと一%という数値になるわけでございますが、大抵今年の二億六千万円を基準にいたしますと四十七年度は一億四千万円、四十八年度は一億六千万円、四十九年度は一億八千万円、五十年年度から二億四千万円ということを見込んでおります。ただこの数年契約で四%収益が伸びておるようでございますが、いろいろ経費等も最近かさんでおりますので、おのれ見積りともなわらういは得られるだろうという見込みはあっております。本規約を今月、定例会に各市とも議決していただきます。知事の許可を四月早々受けるというような事務的な打ち合わせで進んでおります。なお、自治省の指定でございますが、昨年の六月二十八日に大市が

自治省の指定を受けまして本年三月二十八日まで競輪事業がござるという指定を受けておるわけでございますが、昨年の十二月二十八日に自治大臣宛に九市とも見うけて申請をいたしておりますので、今年三月二十八日か四十一日には今年は一、二年度の指定をいただくという自治省との話し合いにござっておりますのでほとんど間違いなくござるというふうにしております。

何となく慎重が協議いたさまして原案とおり決定くださるようお願いいたします。説明いたします。

議長（末次晴男君） 以上で提案理由の説明は終了しました。

これより本案に対する質疑を行います。

（質疑なしと呼ぶ者あり）

議長（末次晴男君） 以上で質疑を終ります。

○大審（高波 忠君） 今際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案が五号については委員会付託および討論を省略し、原案とおり可決されることを望みます。

（賛成と呼ぶ者あり）

議長（米次性男君） ただいま高浪忠君から所定の賛成を得て本案は委員会付託および討論を省略し、原案とおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（米次性男君） ご異議なしと認めます。 ようて議案第十九号は原案とおり可決いたしました。

議長（米次性男君） 日程第十九号議案第十九号昭和四十六年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）を議題といたします。

議長（米次性男君） 議案の朗読をいたします。

（須崎議長係長朗読） 省略

議長（米次性男君） 朗読を終りました。 本案について提案理由の説明を求めます。 市民課長森田武君

（市民課長森田武君登壇）

市民課長（森田武君） ご指摘によりより議案第十九号昭和四十六年度

福生市議会

福生市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）についてご説明申し上げます。

今回の補正額が五百四十六万五千円を追加して支出見込を減八千七百三十九万三千円とするものでございます。

支出については説明申し上げます。

国民健康保険料二百五十三万一千円の補正は、昨年九月の補正収入被保険者数の増加による徴税見込の増でございます。 約七百七十八

分を見込んでございます。 現年度保険料といたしましては六千五百八

十七万六千円とおります。 中二款 国庫支出金のうち国庫負担金八十二万七千円の補正は、本年年度の事務費の算定基礎

が確定したことにともない交付申請額がすでに計上してございます。 事務費の負担金五百八十四万一千円を差し引いた残りをここに計上したものでございます。

国庫補助金は調整交付金に充てた残りでございます。 定りながらに該当すると保険料が減額されるのでその減額に相当する分を補助金として交付されるわけでございますが、今年度はその対象者が少なかったため三千九十八万円を減額補正するものでございます。

中三款都補助金二百四十四万五千円の補正は、育児手当助産費の十八坪の補助金と今年度はじめに市町村に交付される調整補助金二百三十一万三千円の合計でございます。これは二丁三区内の被保険者の負担する保険料と市町村の被保険者の負担する保険料の格差を緩和するために設けられたもので、総額一億一千五百万円を都下市町村で配分するということになっております。

次に支出について説明いたします。

総務費の四万一千円は都国保団体連合会負担金でございます。中二款の保険給付費のうち療養諸費三百三十五万六千円の補正は、各医療機関へ支払います医療費で総額一億六千六百五十八万円となります。支出に占める割合は約九〇%となっております。ある二月一日から改訂された医療費の値上がり分を考慮することと、過去の実績を勘案いたしまして補正したものでございます。助産費と育児諸費は出生した場合に被保険者に支出するもので十八坪分を支払うてございます。中五款の補正に百八十五万二千円を計上し二百七十七万円とし、補正総額を六百四十六万五千円としたすわけでございます。

以上、本補正予算につきまゝ三月六日開催の福生市国民健康保険運営協議会でも承が得られておりますことをあわせてご報告いたします。

以上簡単でございますが、原案とおりご決定くださるようお願いいたします。

議長（米次郎男君） 以上で提案理由の説明は終了しました。

これより本案に対する質疑を行います。

（質疑なしと呼ぶ者あり）

議長（米次郎男君） 以上で質疑を終ります。

中六番（高波 忠君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案の中六号については厚生委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

（賛成と呼ぶ者あり）

議長（米次郎男君） おわかりいたします。ただいま高波 忠君から所定の賛成を得て、本案は厚生委員会に付託し、審査せしめられたいとの動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご賛成あり。

りませんか。

(「要議なし」と呼ぶ者あり)

議長(末次性男君) ご要議なしと認めます。 よう議案第千六百号は厚  
生委員会に付託することに決定いたしました。

議長(末次性男君) 日程第千一議案第千七百号昭和四十六年度福生市

公共用地会計補正予算(第一号)を議題といたします。

議事係長として議案の朗読をいただきます。

(朗読議事係長朗読) 省略

議長(末次性男君) 朗読を終りました。

本席について提案理由の説明を求めます。 企画調査(厚生主幹

史子園利君

(企画調査(厚生主幹史子園利君登壇)

企画調査(厚生主幹史子園利君) 昭和四十六年度福生市公共用地

会計補正予算(第一号)について説明申しあげます。

今回の補正は繰越金並びに基金より支出した預金利息収入

の見込みがほぼ確定いたしましたので、これらの支出措置といたしまして  
支出に充てまうことは公共用地会計における必要財源の乏しを留保  
いたしましてでき得る限り土地開発基金に積立しようということでご  
かいます。

なお、補正の内容について説明申しあげますと、先ほどの支出支出に  
おきましては合計四百三十三万四千円と相なるわけですが、内容にふれます  
と、支出に充てまうことは繰越金百七十三万三千円は四十六年度の繰越  
金でございます。合計二百三十三万四千円、諸収入につきまうのは百八十九万  
円を補正しようとするものでございますが、この百八十九万円につきまうのは地  
開発基金より支出します。預金利息がほぼ確定的に百八十九万円ぐ  
らいになるだろうということで補正額を三百九十三万四千円といたしま  
う。合計四百三十三万四千円とするものでございます。

支出におきまうのは総務管理費に充てまう。補正額三百八十九万  
円を補正いたしまして合計三百九十六万四千円、このうち三百八十九万円を  
今回土地開発基金へ積立たいということでございます。その不足額に  
つきまうのは総務費から三十九万七千円を減額いたしまして処置した

ありでございまして、先入先出を以て三百五十三万三千円となり、合計四百  
三十三万四千円となるわけでございます。

なお参考までに現在までの土地開発基金の状況を申しあげますと、  
土地開発基金関係につきましても、四十六年度の予定をいれまして  
一億三千三百万円の基金があるわけでございます。運用は現在武  
蔵野台におさまり、三億六千四百四十万、また市道二三八  
号用地の買収をしております。これは西武練馬駅東側――  
いわゆる日光橋から昭島市境までの幅を計画しております。道路  
の買収でございまして、現在の買収予定計画では九百七十三平方メートル  
を予定しております。そのうち処置ができておりますものが五百六十六  
六九五平方メートル、金額にして八百二十一万六千六百七十一円で合計いたし  
ますと、現在運用している金は約一千四百七十一万円でございまして、残り一  
億一千八百万円ほどが留保されているわけでございます。これは二月末  
現在の状況でございまして、さらに昭島市との境の用地買収につきましても  
ほとんど進めておりますので、約一千九百万円程度の基金が本年度

費やされるのではないかと、この点でございます。実際の現状としては、このよう  
な形になっております。

以上は、簡単なでございますが、慎重に協議のうえ、ご可決くださいます  
ようお願いいたします。

○議長（末次慎男君） 以上で提案理由の説明は終了しました。

このより本会に対する質疑をいたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次慎男君） 以上で質疑を終ります。

○大橋（高坂忠君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっておりますが、議案が十七号については委員会付託  
および討論を省略し、原案とおり可決されることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次慎男君） おわかりいたします。ただいま高坂中心君から所定の

賛成を得、本会には委員会付託および討論を省略し、原案  
とおり可決されたいとの動議が提出されましたが、本動議のとおり  
決することにより、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(米次性男君) 此議案は認めます。 ようて議案が十七号は原案とおり可決いたしました。

議長(米次性男君) 日程が二議案が十八号昭和四十七年度福島市一般会計予算案を議題といたします。

議事係長として議案の朗読をいただきます。

(須崎議事係長朗読) 省略

議長(米次性男君) 朗読を終りました。

本案について提案理由の説明を求めます。 助役須崎俊夫君

(助役須崎俊夫君登壇)

助役(須崎俊夫君) 議案が十八号昭和四十七年度一般会計予算案について内容を説明申し上げます。

昭和四十七年度市制運営の大綱につきましては、本議会の開会昌頭に市長より所定の説明がありまして、私からはその説明となるべく重複しない範囲で本当初予算の内容について説明して

福生市議会

まいりたいと思います。

(ページに記載してございますが、議長が読みあげました。本文は、いわゆる予算原則と呼ばれておりますものでございまして、中一条の五、条までの五の条のうち成り立ちますが、まず昭和四十七年度予算案をめぐる諸条件について一言ご説明申し上げたいと思います。

昭和四十七年度はご承知のようにドルショック、元高に競う景気の後退等のために、国においても都道府県にも例年とは異なつた予算の編成方針を取りざるを得なかった次第でございまして、国におきましても当面は予算を克服するために前年度より二・八%増の大型予算を編成し、そのかわり財源の二割近くは公債の発行にたよることを来年度にわたる国の予算の大きな特徴でございまして、私どもの注目点でございます。まず地方交付税、地方債、基礎団体交付金等につきましても申しあげますと、地方交付税につきましてはその財源でございます。国税三税の伸びが来年度はわずかに七%にとどまるものと予想されます。めに、国におきましても所得が来年度限りの一般風評から臨時特別交付金の繰り入れあるいは資金運用部資金からの一時借入等の措置

によりカバーして前年度当初の伸び率——前年度対比二八％の伸びをあげて臨時応急措置によりまわすようでも確保した費用でございます。はた地方債計画にまわすものは公共投資を消化いたしまするために前年度対比九％の伸びを確保いたしまするために、基地関係交付金につきましては伸びを確保いたしまするために、前年度より一億五千万円増の四六億円、即成交付金において、はた国の来年度地方財政計画における地方税の税収見通しといたしましては、都道府県におきましては税金の比較的法人に關する税金がどうでございますか、当面は増収のありを強く受けて税収の伸びは前年度に比べてわずかに二・三％の伸びにとどまる予想でございます。反面、市町村税につきましては増収の影響を受けることが比較的少ないので全国平均で前年度に比べて一・九％の伸びと自治省では予想しております。

東京都の予算におきましては来年度は増収により法人二税の落ち込みが激しいと予想されますために、都税の増収を前年度

に比べてわずかに〇・八％の伸びしか見込んでいるとでございますが、幸い福生市におきましては前年度予算書の二ページの冒頭に記載してございますとおり、来年度における市税の収入見込みは七億六千三百二十万九千円と、四十六年度当初予算と比べて二八％の増収、四十六年度最終予算額と比較いたしましたところほとんど目いっぱいに見込みまして一八・六％の伸びを予想したとてでございます。

よお、この機会に国が予想してまいります昭和四十七年度の市町村税制改革案についてその大要をご説明申し上げますと、明年度税制改革が行われますのは個人の市民税と電気ガス税の二つでございます。個人の市民税につきましては市民負担の軽減をはかるために前年度に引き続いて課税の最底限度は夫婦と子供三人の標準世帯の場合に約十万円引き上げまして、現在あります所得税の課税最底限度の格差約一十七万円を十七万円に縮めようというのが自治省のねらいでございます。なおそれに基礎控除、配偶者控除、扶養控除等といった所得控除の引き上げも来年度法民税について行なわれるものでございます。この法民税の税制改革が度